

背景・目的

- 令和3年5月、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）の成立・公布により、医療法が改正された。
- 改正医療法では、人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに外来機能の明確化・連携に向け、データに基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告制度を創設【令和4年4月施行】

対象及び実施時期**<報告対象>**

義務対象：病院及び有床診療所（＝病床機能報告対象の医療機関）

任意対象：高額な医療機器・設備が必要な診療などを行う無床診療所のうち、外来機能報告を行う意向がある診療所

<実施時期>

令和4年から毎年10月に、病床機能報告と同時に実施される予定

報告項目

外来機能報告の報告事項は、地域の外来機能の明確化・連携の推進のための次の事項

- ①医療資源を重点的に活用する外来の実施状況
- ②「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向の有無
- ③地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他厚生労働省令で定める事項

※具体的な報告事項の詳細については、国において検討中

外来機能報告について

イメージ図

かかりつけ医機能を担う医療機関



かかりつけ医機能の強化
(好事例の収集、横展開等)

「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関
【紹介受診重点医療機関】



- ・外来患者の待ち時間の短縮
- ・勤務医の外来負担の軽減
- ・医師の働き方改革

外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、
紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

紹介

逆紹介

<「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ>

- 医療資源を重点的に活用する入院前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

▶ 患者の流れがより円滑になることで、
病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与